

令和 8 年度 郡山市 こども 誰 でも 通園 制度 利用申請のご案内

「同世代のお友達と遊んでほしい。」「先生にお歌や遊びを教えてもらいたい。」…そんな願いにお応えします。

保育所などに通っていないお子さんを月に 10 時間、保育所や認定こども園、幼稚園に通わせることができる「こども誰でも通園制度」を、ぜひご利用下さい。

1. 利用要件及び利用方法等

(1) 対象となるお子さん

- ① 0 歳 6 か月～2 歳のお子さん（満 3 歳の誕生日の前々日まで利用可）
- ② 未就園児（現在、認可保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所又は企業主導型保育事業所に通っていないお子さん）

※医療的ケア児（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第 2 条第 2 項）に規定する児童は受入体制が整っていないためご利用できません。

(2) 利用時間・料金

利用時間	利用料	その他
お子さん 1 人 につき 1 か月 あたり 10 時間 まで	1 時間あたり 300 円 ・ 1 時間以上予約の場合は、30 分毎に 150 円の利用料がかかります。 (例 2 時間 30 分予約の場合は、300 円 × 2 時間 + 150 円 = 750 円)	・ 給食の提供を受ける場合、利用料の他に給食代（実費）がかかります。 ・ 生活保護世帯、市民税非課税世帯等の方は利用料の軽減があります。 ・ 利用料は当日施設にお支払いください。

・ 利用料の軽減の対象

区分	利用料
生活保護の被保護者	利用料から 300 円を軽減 (1 時間 30 分利用した場合は利用料金から 450 円を軽減)
市民税非課税世帯等	利用料から 200 円を軽減 (1 時間 30 分利用した場合は利用料金から 300 円を軽減) ・ 市民税非課税世帯 ・ 市県民税所得割が 77,101 円未満 ・ 要支援家庭のうち、市が軽減を認める場合

注：市民税非課税世帯等について、4～8 月の利用については、令和 7 年度分の市民税の課税状況（令和 6 年中の所得による）で判定します。

9～3 月の利用については令和 8 年度分の市民税の課税状況（令和 7 年中の所得による）で判定します。
市外からの転入等により確認ができない場合は、課税証明書等の提出をお願いする場合があります。

利用申請から認定までは 1 週間程お時間をいただきます。

(3) 利用申請の方法

					
利用申請	アカウント発行	初回面談の予約	初回面談	利用予約	利用

- ① 利用する際は、右記の二次元コードを読み込み、郡山市を選択し、利用申請をしてください。
- ② 市から利用の認定を受けると、「つうえんポータル（こども誰でも通園制度総合支援システム）」のアカウント発行のメールが届きますので、パスワードリセット及び利用者（保護者）・お子様情報登録をしてください。
- ③ 「つうえんポータル」へログイン後、希望する施設を検索し、初回面談の予約をしてください。予約した後、施設から連絡がありますので日程調整（電話・メールなど）を行ってください。
- ④ 予約した日時に、初回面談を実施してください。お子さん様の様子や健康状態などを確認します。
- ⑤ 初回面談実施後、「つうえんポータル」で利用予約を行います。
- ⑥ 登園時および降園時に、施設が掲示する二次元コードを読み込み、利用開始・終了の登録を行います。



●お子さんに病気や障がいがある場合は、施設の面談で集団保育が可能と認められる場合のみ利用できます。ただし、施設において職員の配置及び設備の機能上、受け入れが困難である時は、利用できない場合があります。

利用可能な曜日や時間であっても、既に利用定員に達している場合や、夏休み・冬休み、施設で行事がある日など、施設の都合により受け入れができない日があります。

「つうえんポータル(こども誰でも通園制度総合支援システム)」の操作方法や詳しい流れはウェブサイトをご覧ください。



※初回面談日までに、「つうえんポータル」にお子様のアレルギーや予防接種歴、検診での指摘等についてご入力ください。

◎利用対象施設

★対象年齢の区分は令和8年4月1日時点の年齢です。

ただし0歳児は、利用開始予定日時点で生後6か月に達成している必要があります。



民間保育施設

施設名	所在地	電話番号	対象年齢	利用可能な曜日・時間	一般利用料※
安積町つつみ幼稚園	成山町 104	945-0867	1歳：4名 2歳：3名	平日 9:30-13:30 1歳児 9:30-11:30	300円
安積幼稚園	清水台一丁目 6-14	933-2102	1・2歳：6名	平日 9:30-13:30	300円
大槻中央幼稚園	大槻町字下町 39	951-2510	1歳：3名 2歳：2名	平日 9:00-13:30	300円
コスモキッズガーデン	桑野三丁目 11-7	973-7112	0歳：3名	平日・土 9:00-17:00	300円
こはらだ幼稚園	小原田二丁目 20-15	944-2255	0歳：3名 1歳：2名 2歳：3名	火・木・金 9:00-12:00	300円
田村町つつみ幼稚園	田村町守山字殿町 20	955-2343	2歳：4名	平日 9:00-14:00 土 8:00-14:00	300円
中町はなさと保育園	中町 3-1 郡山中町ビル 2階	926-0326	0歳：2名	平日 9:00-11:00	300円
並木幼稚園	並木五丁目 14-53	922-7270	1歳：2名 2歳：2名	平日 9:00-17:00	300円
みどり幼稚園	安積二丁目 344	945-0467	2歳：3名	平日 9:00-13:00	300円
わかば幼稚園	安積町大森町 34	945-6035	1歳：2名 2歳：2名	火・水・木 9:00-11:00	300円

公立保育施設

施設名	所在地	電話番号	対象年齢	利用可能な曜日・時間	一般利用料※
鶴見坦保育所	鶴見坦二丁目 4-19	934-2800	0歳：4名 1歳：3名 2歳：2名	平日 8:30-16:30	300円
富久山保育所	富久山町福原字泉崎 181-1	922-2939	0歳：0名 1歳：2名 2歳：2名	平日 8:30-16:30	300円

2. 手続きの詳細

(1) 利用希望施設での初回面談

初めて施設を利用する場合は初回面談が必要です。お手数ですが次の手順により入力をお願いいたします。

- ① サイトメニューの「施設を探す」から利用する施設を検索し、「空き状況を見る」をクリックしてください。
- ② 「利用をご希望のお子さま」を選択してください。
- ③ 「初回面談」を選択してください。
- ④ 「相談する」を選択してください。
- ⑤ 注意事項を確認いただき、了承いただける場合、「了承して先に進む」を選択してください。
- ⑥ 面談日時についてご記入ください。予約した後、施設から連絡がありますので日程調整（電話・メールなど）を行ってください。

※ 施設によっては初回面談カレンダーより予約が必要な場合があります。

※初回面談では、こどもの病気や障がいの状況等を確認し、集団保育が可能かを判断します。利用が難しい場合は、施設から市に引き継ぎ、市が他の福祉サービスの利用等をご案内します。

(2) こどもの預け入れと利用料の支払い

初回面談が終わりましたら、利用の予約とこどもの預け入れが可能となります。登園時および降園時に、保育施設が掲示する二次元コードを読み込み、利用開始・終了の登録を行います（あらかじめ「つうえんポータル」へログインしておく、利用開始・終了の登録がスムーズに行えます）。

利用料及び給食代（給食の提供を受ける場合のみ）を施設にお渡しして下さい。

1 か月あたり 10 時間が利用できる時間数の上限となります。なお、当該月の余り時間枠を翌月以降への繰り越し、翌月以降分を繰り上げて利用することはできません。

(3) 利用のキャンセルについて

利用の予約をした後に、利用者の都合でキャンセルを申し出る際は、以下の取り決め（キャンセルポリシー）のとおり取り扱いますので、内容ご確認いただき、同意のうえご利用下さい。

郡山市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）キャンセルポリシー

- (1) 施設に利用予約が完了した時点で当キャンセルポリシーの対象となります。
- (2) 予約のキャンセルはつうえんポータルからキャンセルしてください。
- (3) 急なキャンセルの場合は、速やかに予約した施設に直接連絡してください。
- (4) 利用日の変更・キャンセルについては予約した日時をキャンセルした上で、改めて変更後の日時を予約してください。
- (5) 無断でのキャンセルは施設や他の利用者への迷惑となりますのでお止めください。
- (6) 無断でのキャンセルについても、当日に利用者都合によるキャンセルがあったものとみなします。
よって利用できる時間の枠（1 月あたり 10 時間）が予約時間分差し引かれます。
- (7) キャンセルによる利用料・利用できる時間の取り扱いは以下のとおりです。

キャンセルの 手続時刻	予約日前日の 23 時 59 分まで	利用者都合の場合	事業所都合の場合
		予約日当日の 0 時 0 分から	予約日当日の 0 時 0 分から
利用できる時間の消費	消費されません	予約時間分が差し引かれ ます	消費されません
施設への利用料の支払い	不要です	不要です	不要です
施設への給食代など実 費徴収分の支払い	各施設の判断によります		不要です

○必ず利用終了時間に間に合うように、お迎えにおいで下さい。

○お迎えが大幅に遅れた場合、追加の料金発生及び利用時間枠(1 月あたり 10 時間)の追加消費となる場合があります。

3. よくあるお問い合わせ等

Q1 現在、認可外保育施設に在園していますが、利用できますか。

A1 認可外保育施設のうち、企業主導型保育事業所に通っているお子さんは対象外ですが、それ以外の認可外保育施設に通うお子さんは利用できます。

Q2 施設に、こどもを預けるのは初めてで不安ですが、特別な対応はありますか。

A2 施設と相談のうえ、利用始めの段階では親子通園とすることも可能ですので、事前面談の際に施設に申し出て下さい。

Q3 広域利用（里帰り出産等）で郡山市内の施設を利用したい場合、申請はどちらの自治体にすればよろしいですか？

A3 住民票のある自治体に申請をお願いいたします。

Q4 月 10 時間を超えて利用することはできますか。

A4 当制度では月 10 時間を超えて利用することはできません。

ただし、「認可外保育施設」や「一時預かり事業」を併設している施設では、状況によって、そちらの利用が可能な場合がありますので、直接施設にお問い合わせ下さい。

Q5 認可保育所に入所が決まりましたが、何かする必要はありますか。

A5 入所以降は利用できなくなりますので、市までご連絡下さい。

※こども誰でも通園制度の利用登録者は、市が行う認可保育施設への入所調整において、「児童の保育状況」の点数である「施設等：10 点」に該当することとなります。（ただし、父母のいずれかが入所申込児童に係る育児休業中である場合は、「育児休業中の父母：30 点」（点数が高いほう）が、該当となります。）なお、認可保育施設へ入所した場合は、その日以降、こども誰でも通園制度の利用はできなくなりますので、御注意願います。

お問い合わせ先

郡山市こども部保育課 <市役所西庁舎 3 階>
住所：〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号
電話：024-924-3541
E-mail: hoiku@city.koriyama.lg.jp

2026.6 作成